

女性への暴力と駆け込みシェルター

女のスペース・おん世話人代表

近藤 恵子

I. 駆け込みシェルターとは何か

性暴力の被害にあった女性や、夫の暴力から逃げだそうとする妻、子どもたちにとって、心身の安全を確保し、傷ついた体と心を癒し、再出発のためのさまざまなサポートを得る場所としての「駆け込みシェルター」の存在は決定的に重要です。

強姦殺人のような極限の惨劇にいたる性暴力の実態は、これまでその具体的事実が明らかにされにくいままになっていました。とりわけ、私的領域における暴力、ドメスティックバイオレンスについては、被害者（妻・子ども）は救出、保護されることなく、加害者（夫）は逮捕、処罰されず、悲劇はヤミからヤミへと隠蔽され、深く広く苛酷さをましつつ潜在化することとなったのです。

女性への暴力が、ときには生存権まで脅かす重大な人権侵害であり、処罰と再教育の必要な社会的犯罪であるとの認識からは、ほど遠い現実のなかに私たちは暮らしています。

1990年代も後半になって、ようやく、女性たちのたゆまぬ努力が実を結びはじめ、この問題が焦点化されるようになり、日本国内にも20を超える民間シェルターが活動を展開することとなりました。

北海道内では、この1年間に、5地域6カ所の駆け込みシェルターがサポート業務を開始しました。道央（札幌）・道北（旭川）・道東（帯広）・道西（胆振）・道南（函館）の各シェルターは、日常的に緊密な連携をとりながらサポート活動をすすめています。公的なシェルターとしては、「道立女性相談援助センター」（札幌）が1カ所ありますが、212自治体を抱える広大な北海道全域をカバーするためには、とても充分とはいえません。

被害を受けた時、夫から身を離したい時に、どこへ、どのようにアクセスすればいいのか、安全に再出発をはたす場所がどこにあるのか、その情報を知っているだけでも、絶望の淵から自身を救出する希望を持ち続けることができます。地域に学校や病院や郵便局があるように、女性が生きるどんな地域にも、社会的資源としてのシェルターが整備されてほしいものだと思います。

【駆け込みシェルターの機能と役割】

駆け込みシェルターには、以下のような役割が求められます。

- ・クライシスコールの24時間対応および受入れ相談業務
- ・女性と子どもを安全に匿い、当面の生活を保障する場（個室、食事、風呂など）の提供
- ・緊急医療の提供（外科、産婦人科、内科、小児科、精神科などとの連携）
- ・長期的な心身の健康回復のためのサポート（カウンセリングサービス、精神的支援、相談の継続など）
- ・緊急経済援助（当面の生活に必要な資金の確保および提供、中、長期的な低金利の貸付けなど）
- ・離婚相談業務（弁護士会との連携）
- ・再出発にかかわる行政諸機関との連携業務（警察、保健所、学校、教育委員会、幼・保育園、母子寮、婦人相談所、生活保護課、戸籍課、住宅課、母子福祉課、児童相談所、職業安定所、弁護士会、等々）
- ・再出発にかかわる情報提供（職業紹介、住宅探し、保育所の確保など）
- ・子どものケア（シェルター入居中の子どものためのカウンセリングサービス、医療ケア、保育、教育など）

- ・自立のためのエンパワープログラム（自助グループなど）
- ・性差別、性暴力、女性や子どもへの虐待を根絶するための社会啓発活動
- ・駆け込みシェルターの存在と役割を広く社会に周知するための広報活動
- ・駆け込みシェルターと居住者およびスタッフ、ボランティアの安全を確保するための業務

〔駆け込みシェルターの理念と原則〕

駆け込みシェルターのサポート業務は、多領域にわたります。私たちは、暴力の鎖を断ち切って新しい生活へと一步を踏み出す当事者の意志と選択を何よりも大切に、女性たちのエンパワーメントを基本理念としたサポート活動を展開します。シェルター活動をつらぬく原則は次のとおりです。

・機密保持の原則

シェルターの維持運営、当事者、スタッフ・ボランティアの安全確保のため、シェルター所在地やその利用状況および関係当事者のプライバシーにかかわる情報の一切を外部にもらさない。

・加害者との接触、連絡、調整禁止の原則

シェルターを利用する当事者およびサポートスタッフは、加害者である当事者のパートナーと接触したり連絡をとってはならない。シェルターは、当事者とそのパートナーとの関係調整をする場ではない。万一加害者と遭遇するような場合は、当事者とサポートスタッフの安全を最優先とした対処をする。

・非暴力の原則

駆け込みシェルターは、暴力を遮断する非暴力の空間であって、そこを利用するすべての人々にとって安全で安心できる場所である。いかなる形であれ「力による支配」があってはならない。

・非差別の原則

シェルターの内外を問わず、性暴力の根絶をめざす活動の場面でであらう人々のあいだに差別的な関係があってはならない。学歴、職業、収

入、地位、年齢、国籍、民族、宗教、身体的精神的障害、性的嗜好などはもとより、当事者とサポートスタッフの区別、被害の程度や状況などで対応を変えることがあってはならない。

・当事者意志尊重の原則

駆け込みシェルターは、自らの人生の再生をかけて一步を踏み出した人々がやってくる場所であり、当事者の選択と決定がなによりも大切にされるところである。管理、指導、指示、命令、評価は行わない。当事者とサポートスタッフは、痛みを力に変えていく対等な仲間として問題解決のために全力をつくしあう。

II. 夫・恋人からの暴力ドメスティックバイオレンス—その実態とダイナミズム

夫、恋人など親密なパートナーの間でふるわれる暴力のことをドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）とよび、日本では「夫婦間暴力」「家庭内暴力」などの訳語がつかわれてきました。この暴力の中には、法律上の夫婦間だけではなく、内縁関係、婚約者、離婚前の配偶者、ボーイフレンドなどの中で発生する暴力も含み、私たちは「夫・恋人からの暴力」という言葉をつかうようにしています。

アメリカでは、15秒に1件の割合でD.V.に関わる事件が発生し、その被害女性は年間400万人を超えるという報告がされています。1970年代から始まった草の根のシェルター運動によって、全米2000カ所をこえるシェルターネットワークが形成され、1994年には「女性に対する暴力防止法」も制定されました。

欧米の社会に比較すると、日本やアジア諸国にはドメスティックバイオレンスは少ないものとされてきました。しかし、1人、また1人と、声をあげ立ちあがる当事者の女性たちの登場によって運動にはずみがつき、日本社会に長く隠され続けてきたこの問題に人々の関心が寄せられるようになっていきます。

1993年の春に札幌に開設された女性のためのネットワーク事務所“女のスペース・おん”へは、女

性たちが直面するさまざまな問題がよせられます。

いびつに腫れあがった顔の青痣を、サングラスでかくして逃げ込んできた女性。

黒いゴミ袋を二重にして、その中に子どもの衣類やオモチャなど身の回りのものをつめこめるだけつめこんで駆け込んできた親子。

冬の雪道を4時間も歩き通して“おん”の事務所へたどりついた人。

夫の謀略によって強制入院させられた精神神経科の病室から、クライシスコールをかけてきた妻。

離婚した前夫に居所をつきとめられ、灯油をまいて火をつけると脅迫され、危機一髪のところを救出されてそのまま札幌行きの電車に飛び乗った人。

このままでは私が殺されるか、私が夫を殺すし

かない、と、着のみ着のままの姿でやって来る人。

殴り殺されそうになった娘が運びこまれた病院から、直接シェルターへ入居された母子。

女のスペース・おん「駆け込みシェルター」には、ありとあらゆる問題を抱えた女性たち、子どもたちがやってきます。ありとあらゆる問題を抱えたまま、当事者は立ちあがります。

〔ドメスティックバイオレンスの実態〕

駆け込みシェルターを利用されたA子さんのドキュメントをご紹介します。(このレジュメはご本人の了承をいただいたものですが、個人を特定できる情報や詳細については、プライバシーと安全確保のため、一部を変更させていただきます。)

Aさん (38歳)

長男 小学校6年生

長女 小学校4年生

- 26歳の時、農業研修で北海道に来た折りに知り合った夫と結婚。以来12年、農家の嫁=労働力として、休む暇もなく働き続けてきた。
- 夫の暴力は、結婚後すぐに始まった。姑との争いが続いていたので、「お義母さんのこと、何とかしてよ」といって夫の頬に手を触れたところ、「この野郎、殴りやがって」と突然夫が逆上し、鏡台を窓に叩きつけた。ガラスが割れ、指輪やネックレスが散乱した。夫が激しく家を壊して暴れるので、裸足で隣家に逃げ込んだ。後日、仲人に叱られた。「近所に迷惑をかけるな」。
- 高熱を出していても農作業を休むことは許されなかったので、畑に出たが、意識が朦朧として倒れ込んでしまった。しばらく立ち上がることも、歩くこともできずに炎天下の畑に横たわっていた。夫も、姑も、知らぬ顔で介抱してくれなかった。自力で家に帰った。
- お産の時も実家に帰してもらえなかった。出産後も「農家の嫁が寝るな!」と言われ、夫や姑の協力もなく、何もかも自力でやらなければならなかった。本州の出身で北海道には親戚も知り合いもないので、助けを求める友人も、悩みを打ち明ける相手もいなかった。
- 終始イライラする毎日。交通事故を起こし、腰をひどく打ちつけたが、病院に行くことは許されなかった。今も後遺症に悩んでいる。
- 次第に精神的に落ち着きがなくなり、一度、自殺未遂をした。夫は「俺の顔

キーワード

怒鳴る
物を壊す
家を壊す
忍耐の強要
「近所迷惑」

病気でも働かせる
無視する

親兄弟からの隔離

孤立させる

病院に行かせない

自殺未遂

にドロを塗るな！」と怒鳴りつけた。

- 3年前、夫に肋骨を二本折られた。胸元を激しく蹴られ、ボキッと音がしたので「折れたな」と分かった。夫はその後1時間くらい骨が折れた胸元を蹴り続けた。この後、家出をして実家に帰った。夫が追いかけてきて、包丁を突きつけた。包丁がAさんの洋服を貫通したが、幸い体には刺さらなかった。
- 夫は農業を辞め、隣町に転居し自営業を始めた。だが、年収はわずか100万円にも満たなかった。土地を売ったお金を使い込みながら生活をしてきた。
- Aさんも家計を助けようとパートの仕事を始めたが、Aさんが外に出るのが気に入らないようで、何かにつけ殴るので、仕事を辞めてしまった。
- 夫の暴力はエスカレートしていった。近くの都市まで逃げ込んだことがあるが、夫に捕まり家に連れ戻された。
- 夫は自営業の合間にしょっちゅう家に帰ってきて、Aさんを監視するようになった。外出の時は、車のメーターと行き先を書かされる。買い物に行くだけで「男と会っているのだろう」とあらぬ疑いをかけるので、たとえ5分でも自由に外出できない。
- 夫は夜中に起きて、Aさんの財布やハンドバッグの中を探っている。シェルターや相談機関のメモを入れておくこともできない。電話で相談しているのが見つかったら恐ろしいので、夫が帰ってきたら、すぐに電話を切らなければならない。「離婚するなら、殺してやる」。夫はカーッとすると、何をするか分からない。
- 長いこと、夫を恨み続けてきたが、夫はいっこうに良くならなかった。自分が変わりたいと思うようになり、夫と別れる決意をしてからはふっきれたような気がする。
- 姑もまた、夫の暴力に耐えて来た女性だった。当初は息子の肩をもってAさんを責めていたが、エスカレートする息子の暴力を見るうち、Aさんに「逃げなさい。逃げないと殺されるよ」というようになった。姑と一緒に外出する時だけは夫が追及しないので、姑と一緒に家庭裁判所に行って、離婚の調停申し立てをすることにした。
- 家庭裁判所から、夫に通知がくるまでに、夫の元を離れなければならない。今後のことを駆け込みシェルターに相談したい。

追い詰める
身体的暴力
執拗な攻撃
凶器の使用
殺人未遂行為
働かない

妻に金を持たせない
自立の阻止
暴力のエスカレート

監視

異常な嫉妬深さ
嫉妬妄想

脅迫

自己変革
再出発の決意

離婚手続き

〔ドメスティックバイオレンスのダイナミズム〕

夫、恋人からの暴力は、学歴、年収、職業、年齢、社会的地位、人種、民族、宗教を問わず、あらゆる階層、あらゆる地域で発生している問題であって、その発生率はどの範疇にも偏りがありません。いわゆる「問題のある家庭」や「貧困な家庭」「一部の特別な人々」の間でおこる特殊な出来事であるという考え方はあやまりです。

1993年から相談業務を開始した「女のスペース・おん」のケース・ファイルからもこの事実を裏付けることができます。駆け込みシェルターにサポートを求めて逃げ込んでこられた女性たちのパートナーは、ありとあらゆる職種、20～70代におよぶ年代、様々な学歴をもつごくふつうの男性たちでした。商店主、農業従事者、公務員、大学教授、医師、弁護士、銀行員、フリーター、サラリーマ

ン、警察官 etc…。

このことは、暴力・虐待をうけている女性たちも特定できないことを意味しています。ドメスティックバイオレンスは、特別なカップルにおこる、特別な出来事ではありません。

夫、恋人からの暴力にはあらゆる虐待が含まれます。ここに示すものはそのごく一部分にすぎません。

・物理的、身体的暴力

殴る／蹴る／突き飛ばす／髪をつかんでひきずりまわす／首を絞める／物をぶつける／熱湯・水をかける／煙草の火を押しつける／部屋にとじこめる／怪我をしているのに病院へ行かせない etc.

・精神的・心理的虐待

ののしる／無視する／無能、役立たずと蔑む／他人の前で妻の欠点をあげつらう／友人や身内に会わせない／終始行動を監視する／出て行けと脅す／おまえがいなくなったら自殺すると脅す／逃げたら殺すとおどす etc.

・経済的支配

生活費を家に入れない／家の金を持ち出す／借金をつくる／妻に仕事をさせない／妻に金を渡さない etc.

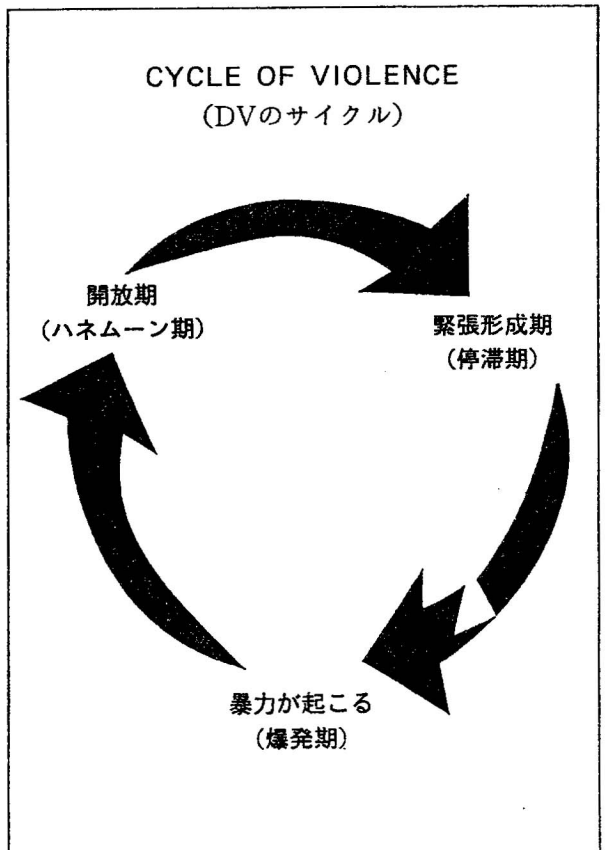
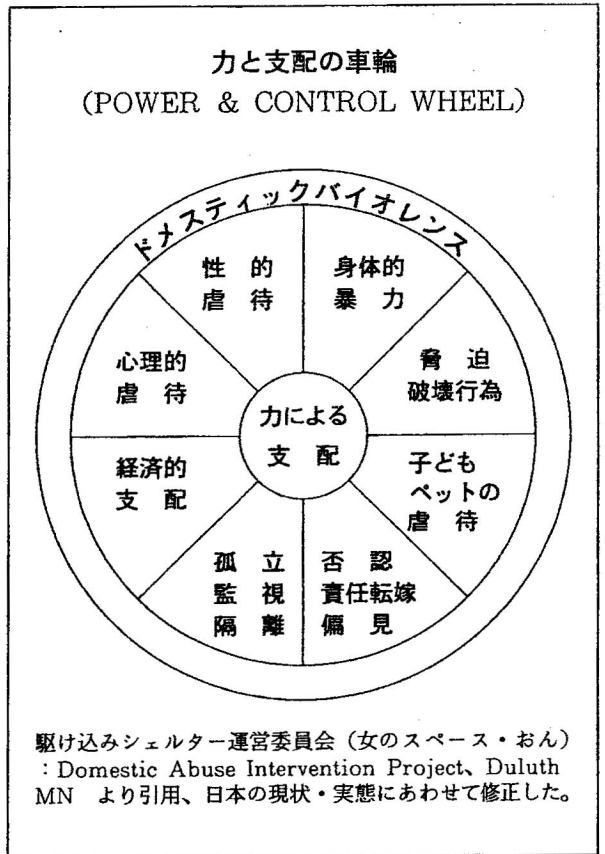
・性的虐待

望まない性行為を強要する／避妊をさせない／暴力的なセックスプレイを強いる／暴力行為のあと仲直りのためにセックスをすればよいと考えている etc.

・子どもの虐待

しつけという形での体罰、暴行／性的虐待／兄弟間の差別的対応／食事を与えない／生活時間の徹底した管理 etc.

これは、夫、恋人からふるわれるさまざまな暴力を車輪の形に固定化したものです。ドメスティックバイオレンスの車輪を転がしていくものは、「力による支配」に他なりません。支配と被支配の関係にある不対等なパートナー間には、これらの暴力がいつ発生しても不思議ではないのです。



暴力にはサイクルがあります。夫、恋人からの暴力の多くは、虐待暴力行為が、一度あるいは数度で止むことはなく、長期間にわたって一定のサイクルで繰り返されつつ攻撃の度合いが強められていきます。

このサイクルには3つの段階があります。爆発期—ハネムーン期—停滞期という3つの鎖につながれた暴力のサイクルを動かしていくのは怒りのエネルギーです。

男性たち（加害者）は、爆発的に暴力をふるったあと、土下座をして謝ったり、泣いて許しを求めたり、甘い言葉を浴びせかけたり、高価なプレゼントをしたりして、妻をつなぎとめようとしません。この時期がハネムーン期とよばれる期間です。このハネムーン期があるばかりに、女性たちは、もう一度やり直せるかもしれない、今度こそ彼は変わってくれるかもしれない、今の彼こそが私の愛する本当の彼なんだ、と、終わりのない暴力のサイクルにからめとられていくのです。

その後、穏やかな、しかし、危機をはらんだ日々が続きます。この停滞期こそ、男性たちが怒りのエネルギーを蓄えていく期間なのです。ためこまれたパワーは、どんなきっかけで爆発するかわかりません。被害者には、何で暴力をふるわれるのか、何が彼を怒らせているのか、全くわからないのです。男性たちは、「お前が俺を怒らせるようなことをするからだ」とよくいいますが、彼らは理由があって暴力をふるっているのではなく、怒りのエネルギーを発散する対象として妻や子どもたちを狙っているだけなのです。

いったんこの暴力のサイクルに捉えられてしまうと、そこから身を解き放つのは容易なことではありません。バイオレンスホールは少しずつ加速しながら暴力の激しさを増していくからです。逃げたら殺す、別れるなら子どもを置いていけ、どこまでも追いかけてやる、生きて別れられると思うな、などと脅かされつづけていると、正常な判断力や行動力、自尊心などを根こそぎ奪われてしまうことにもなります。事実、男性たちは、逃げ出そうとする妻の動きを察知したときに、最も

熾烈な暴力をふるうことがわかっています。

Ⅲ. シェルタームーブメントの課題

暴力の鎖をみずから断ち切って、駆け込みシェルターに身を寄せた女性たちは、たくさんの問題を解決していかなければなりません。

自分自身の心身の回復と癒し、子どもの心身の健康回復、離婚調停の開始、裁判手続き、生活保護などの行政サポートの獲得、新しい住居の確保、子どもの転校手続きや保育所の入所手続き…しなければならぬことは山積しています。これらの仕事を、加害者からの追跡を遮断しながらすすめていきます。日本語のできない外国人女性や、障害を持つ人々など、その人に特有の条件が加わる場合もあります。

こうした問題のあれこれを解決していくためには、シェルターの理念、原則を十分に認識した専門家集団の存在が不可欠です。医師、弁護士、カウンセラー、ソーシャルワーカー、自治体職員、警察官、保健婦、通訳者など、私たちがこれまで連携を求め共働してきた人々は、社会の広い領域に及んでいます。

性暴力の被害を受ける女性や子どもたちにとって、私たちの暮らすこの社会がどれほどいびつなものであるか、当事者が奪われてきた人生を取り戻すために、何を、どのように創り出していかなければならないのか、それを指し示すのは、サバイバーとよばれる当事者お一人、お一人の現実の苦闘です。

この問題が少しずつ人々の関心をひきはじめ、シェルタームーブメントが拡がりつつあるとはいえ、自立と再出発をかちとろうとする当事者にとっては、こえていかなければならない壁は高くまだまだ厚いのが事実です。駆け込みシェルターの活動を通じて、性暴力の根絶のために必要とされる課題についてみえてきたものをまとめてみます。

〔性暴力・夫婦間暴力被害者をサポートするために必要とされる緊急対応システム〕

1. 警察

- ・性暴力、夫婦間暴力に対する認識の徹底
- ・被害者保護の徹底と加害者の拘束、隔離
- ・現場検証や事情聴取時の付添人制度
- ・カウンセラーの養成と配置
- ・捜索願の扱いに対する配慮措置

2. 医療機関

- ・24時間対応の緊急特別外来の設置
- ・医療関係者のネットワークシステム
- ・被害者の心身のケアに関する長期的フォローアップシステム

3. 幼稚園、保育所、学校、教育委員会、児童相談所

- ・この問題に関する情報の提供と職員の教育訓練
- ・子供の生命の安全を最優先とする対応策の徹底
- ・学籍、指導要録など、子供の異動にかかわる手続きに対する配慮措置
- ・緊急避難時における学習権の保障

4. 自治体行政窓口

- ・総合的相談援助業務の実施
- ・必要とされるサポート業務をコーディネートする部署の設置
- ・緊急対応マニュアルの作成
 - 転出、転入にかかわる住民票の扱い
 - 健康保険、国民年金等の諸手続き
 - 緊急入居住宅の確保

生活保護、医療保護、母子手当等々の緊急措置

就業支援

自立援助資金

民間シェルターとの連携

- ・研究調査、啓発活動
- ・職員研修の徹底と専門職の養成

5. 母子寮、婦人相談所

- ・シェルター機能の拡充
- ・広域措置の拡大
- ・民間シェルターとの連携

6. 裁判所、弁護士会

- ・性暴力当番弁護士制度の新設
- ・家庭裁判所調停委員の研修制度の充実
- ・法廷におけるウイメンズスタンダードの確立

7. 法律システム

- ・男女平等基本法、性暴力禁止法の制定
- ・学校教育のカリキュラムの見直し
- ・コミュニティ教育の徹底
- ・加害者再教育プログラムの実施

取り組まなければならない課題は膨大です。しかし、女性と男性との間にある不対等な関係が変わるとき、この社会のあり方が変わり、世界の枠組みが変わります。駆け込みシェルターは、女たちが、奪われた自己を取り戻しながら、社会の有り様を問いなおしていく場所でもあります。サイバーとよばれるこの人々が、女たちをつなぎ、励まし、奮いたたせ、新しい社会のイメージを指し示すのです。

